

## 秋田県南部男女共同参画センター利用規程

### 第1 趣旨

秋田県南部男女共同参画センター（以下「センター」という。）の利用については、別に定めるものを除くほか、この規定の定めるところによる。

### 第2 共通事項

- 1 利用者は施設に備え付けられた設備等を許可なくして、他の室に移動してはならない。
- 2 利用者は、施設設備及び備品について、破損、紛失等の損害を与えたときは、現品又は相当の代価をもって損害を弁償しなければならない。
- 3 貴重品類の管理は、利用者が責任を持ってしなければならない。
- 4 利用者は、承認を得ないで物品等の展示及び販売をしてはならない。
- 5 利用者は、利用を終えたときは、後かたづけをするものとする。
- 6 パソコン端末機等の操作は、あらかじめ定めてある操作手順により行うものとする。  
なお、データ入力等の作業を行うときは必要な物品を準備するものとし、職員の指示により行うものとする。

### 第3 団体・グループ活動室の取扱い

- 1 利用できる団体・グループは次の事項すべてに該当する団体・グループとする。
  - (1) 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体・グループであること。
  - (2) 公共の福祉に反する団体・グループでないこと。
  - (3) 特定の政党、宗教、営利活動を主な目的とする団体・グループでないこと。
- 2 利用者は、他人に迷惑のかからないように務めなければならない。
- 3 室及びロッカーを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 利用する者は、利用登録申込書（第1号様式）を提出し、承認を得ること。
  - (2) 利用登録期間は、1年とする。ただし、継続することができるものとする。
  - (3) ロッカーの使用期間は1年間とする。
  - (4) その他管理者の指示に従うこと。

### 第4 情報交流室の取扱い

- 1 図書、文献等の閲覧・貸出・返却等については次のとおりとする。
  - (1) 閲覧・貸出時間
    - ア 閲覧時間は、開館時間内とする。
  - (2) 閲覧方法
    - ア 図書・文献等は自由に閲覧することができる。閲覧後は元の場所に戻すものとする。
  - (3) 貸出方法
    - ア 貸出用図書あるいは貸出用ビデオを借用する場合は、図書等貸出申込書（第2号様式）に必要事項を記入し、職員に提示し、手続を行うものとする。
    - イ 図書の貸出は、一人2冊まで、貸出期間は2週間以内とする。
    - ウ ビデオの貸出は、一人2本まで、貸出期間は2週間以内とする。
    - エ 貸出は、県内在住者に限る。
    - オ 遠隔地のため、直接貸し出しを受けることができないときは、宅配便によることができる。その際の送料は貸し出しを受ける者の負担とする。

(4) 返却方法

- ア 図書あるいはビデオを職員に提示し、手続を行うものとする。
- イ 遠隔地のため直接返却できないときは、宅配便で返却することができる。その際の郵送料は貸し出しを受けた者の負担とする。

(5) 督促

- ア 図書等の貸出を受けた者が返却期日までに返却しないときは、督促状を送付し、督促するものとする。督促をしても返却しない場合は、弁償を求めることができるものとする。

(6) 弁償

- ア 図書等の貸出を受けた者が、図書等を汚損、亡失したときは速やかに汚損・亡失届(第3号様式)を提出しなければならない。
- イ 届出を受理したときは、弁償の必要性の有無及び弁償方法を検討し、通知するものとする。
- ウ 通知を受けた者は、通知の指定する方法により弁償するものとする。

- 2 ビデオブース機器等の操作は、あらかじめ定めてある操作手順により行うものとする。

第5 研修室の取り扱い

- 1 利用時間には、会場の準備、後かたづけに要する時間を含むものとする。
- 2 利用者はあらかじめ、次の事項について準備をするものとする。
  - (1) 催し物の案内類の表示及び必要な物品類
  - (2) 会場内外の整理に必要な人員の確保
- 3 利用者は、利用の当日に定められた使用料を納付し、職員の指示により利用するものとする。
- 4 センターの管理上必要があると認めるときは、利用中の会場に施設を管理する職員が立ち入ることができるものとする。

第6 コピー機・印刷機の取扱い

- 1 コピー機・印刷機の利用については、別紙「秋田県南部男女共同参画センターコピー機・印刷機利用規程」によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日改訂、施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年6月16日改訂、施行する。